

第 48 回大阪市廃棄物減量等推進審議会 次第

日 時：平成 22 年 1 月 8 日（金）

午後 2 時から

場 所：大阪市役所(本庁舎) P 1 会議室

1 開会

2 出席者紹介

- (1) 委員
- (2) 大阪市

3 大阪市あいさつ

4 議題

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 「傍聴要領」の策定について

5 報告

- ・平成 20 年度 大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
- ・「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策、新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」答申について
- ・「大阪市一般廃棄物処理基本計画（素案）」について
- ・大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会について

6 その他

7 閉会

第48回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

- 大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿
- 大阪市廃棄物減量等推進審議会 規則
- 大阪市廃棄物減量等推進審議会 傍聴要領(案)
- 「なにわともあれ ごみ減量は 上方(かみがた)から」
大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況【平成20年度版】
- 「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について(諮問)
新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について(緊急諮問)」
答申の概要・冊子
- 「大阪市一般廃棄物処理基本計画(素案)」概要・本編
- 大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会について

大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(平成21年9月24日現在)

役 職	氏 名	職 名
委員	池田 直樹	弁護士
委員	小畑 嘉雄	大阪地方自治研究センター研究員
委員	加賀城 俊正	大阪商工会議所環境推進委員会副委員長
委員	木下 京子	大阪百貨店協会
委員	小林 千恵	特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪事務局長
委員	竹内 憲司	神戸大学大学院経済学研究科准教授
委員	武田 信生	京都大学名誉教授、立命館大学エコ・テクノロジー研究センター長
委員	武智 虎義	大阪市地域振興会副会長
委員	田村 有香	京都精華大学人文学部環境社会学科専任講師
委員	花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
委員	福岡 雅子	大阪工業大学工学部環境工学科准教授
委員	藤田 正憲	大阪大学名誉教授、高知工業高等専門学校長
委員	宮川 精慈	日本チェーンストア協会関西支部参与
委員	柳川 真由美	大阪市PTA協議会副会長
委員	山口 直美	大阪府生活協同組合連合会
委員	吉田 静子	大阪市地域女性団体協議会会計

(50音順・敬称略)

大阪市廃棄物減量等推進審議会 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年大阪市条例第4号)第33条の2第6号の規定に基づき、大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成7年8月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大阪市廃棄物減量等推進審議会 傍聴要領(案)

平成 22 年 1 月 日決定

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までに、2に規定する「傍聴者の遵守事項」に承諾の上、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話等は、受信音等を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、審議会の会長又は事務局は、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

【参考】 審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第7 審議会等の公開

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

- (1) 審議会等は、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等については、この限りでない。
- (3) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
- (5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。